

燕市障がい者基本計画
燕市第5期障がい福祉計画
燕市第1期障がい児福祉計画
令和元年度期末評価

令和2年11月16日

燕市障がい者自立支援協議会全体会議

■ 燕市障がい者基本計画

基本目標

第3章 燕市障がい者基本計画

1 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

【基本目標における展開と成果・課題】

障がいのある人が地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの提供体制をはじめ、その情報を得やすい仕組みの整備に努めています。また、権利擁護支援の推進や関係機関の資質向上に努めています。

基本目標を達成するために行った基本施策は、概ね成果を上げることができました。特に「意思疎通支援事業の推進」については、令和元年9月に『燕市手話言語の普及等の推進に関する条例』を制定し、手話への理解の促進及び手話の普及を推進したことは特徴的な成果といえます。

この基本目標における展開を途切れさせず、次の計画においても継続して実施していくことが課題と考えます。

2 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

【基本目標における展開と成果・課題】

障がいのある人の自立や社会参加を促進するために、療育支援体制の構築、一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所の工賃向上に努めています。

目標を達成するために行った基本施策は、概ね成果を上げることができました。特に「雇用・就労、経済的自立支援の推進」については、令和元年度に全事業所の福祉的工賃が月10,000円以上となったことは特徴的な成果といえます。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした経済悪化の影響を、いかに最小限に抑え込めるかが課題と考えます。

3 支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり

【基本目標における展開と成果・課題】

障がいのある人もない人も互いに支えあい、共に暮らしていけるように、広報誌やイベント等で障がいに対する理解の促進、地域の支えあい体制の整備に向けた取り組みの実施、生活環境の整備、防災・防犯体制の整備に努めています。

基本目標を達成するために行った基本施策は、概ね成果を上げることができました。特に「防災・防犯体制の整備」については、平成30年度から聴覚障がい者を対象とした避難訓練を、実施していることは特徴的な成果といえます。

障がいに対する理解を深め、地域の支え合いを一層促進していくことが課題と考えます。

■燕市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画

次の基準により、成果目標を評価します。

評価基準表

評価	評価の説明	達成率（％）
◎	十分達成している	100%以上
○	概ね達成されている	80%以上～100%未満
△	未達成だが基準値より改善した	80%未満
▼	基準値を下回った	計画策定時の基準値未満

※数値目標のない成果目標については、評価基準表の「評価の説明」に基づいて評価します。

指標項目	施策	R1年度実績	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画			
1 計画の成果目標			
(1) 障がい児等支援の体制整備			
①つながる支援体制の構築	◆自立支援協議会（療育支援専門部会）によるつながる支援体制の実現	◆療育支援専門部会の提言により、庁内連絡調整会議が発足。取り組みの事業化検討に入る。	○
②児童発達支援センターの在り方検討	◆自立支援協議会で協議	◆在り方検討の場を内部で協議	△
③保育所等訪問支援を実施する事業所確保		◆(H30)1カ所⇒(R1)1カ所	○
④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保		◆児童発達支援事業所 (H30)2カ所 ⇒(R1)2カ所 ◆放課後等デイサービス (H30)4カ所 ⇒(R1)4カ所 ◆放課後等デイサービス（基準該当） (H30)4カ所 ⇒(R1)4カ所 ※受入実績のある市内事業所数を掲載 ※重症心身障がい児を主として支援する市内事業所はない	○
⑤医療的ケア児支援のための協議の場の検討		◆燕地区重度心身障がい児・医療的ケア児連絡会（任意）に参画（H29～月1回程度開催）し情報収集。また、同会メンバーを中心に講演会を企画するも新型コロナウイルス感染症の影響で中止。	○
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 つながる支援体制の構築を目指し、庁内連絡調整会議が発足。取り組みの事業化検討に入りました。また、重症心身障がい児、医療的ケア児とその家族状況を関係者に知ってもらい、サービスを拡大していただけるような取り組みを企画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得ませんでした。 今後は、療育支援専門部会にて、児童発達支援センターの在り方検討、重症心身障がい児の支援及び医療的ケア児の支援を重点項目と定め、協議を進めます。</p> <p>【施策の継続性】 概ね成果目標達成に寄与しているため、継続とします。</p>			

指標項目	施策	R1年度実績	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画			
1 計画の成果目標			
(2) 相談支援体制の機能強化			
<p>◆多岐にわたる相談者のニーズに一定の水準で支援し続けられる相談支援専門員、相談支援事業所の資質向上を図る。</p>	<p>◆基幹相談支援センター・自立支援協議会（相談支援専門部会）による施策推進</p>	<p>◆相談支援専門員研修 【第1回】 ○日付：7月25日 ○参加人数：16人 ○内容：『あらためてソーシャルワークとは何か』</p> <p>【第2回】 ○日付：9月30日 ○参加人数：12人 ○内容：『バイステックの7原則に学ぶ』</p> <p>【第3回】 ○日付：11月22日 ○参加人数：8人 ○内容：『行政機関における相談援助・相談支援～措置入院の退院後支援やひきこもり支援～』</p>	○
<p>◆相談支援事業所とサービス事業所が両輪となり「燕市らしい障がいのある人等の支援体制づくり」のための支援力の底上げを図る。</p>		<p>◆相談支援専門部会主催研修 第1回（11月28日）参加人数：11名 内容：『計画相談のない時代の支援について』</p> <p>◆市内相談支援機関連絡会 【定例会4回、事例検討会3回開催】</p>	○
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 基幹相談支援センター機能の一部を民間事業所に委託し、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向け協働した活動を行いました。 今後についても、基幹相談支援センター事業実施計画に基づき機能強化に努めて参ります。</p> <p>【施策の継続性】 概ね成果目標達成に寄与しているため、継続とします。</p>			

指標項目	施策	成果目標値 (R3.3末時点)	R1年度 実績値	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画				
1 計画の成果目標				
(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進				
①福祉的就労の充実 ◆福祉的就労工賃17,500円/月をめざす。	◆自立支援協議会（就労支援専門部会など）による施策推進 ◆基幹相談支援センターを中心とした施策展開 ◆市民・企業、農業関係者等に対する障がい理解の啓発推進 ◆就労アセスメント体制の見直しの検討及び推進（卒業生の一般就労促進） ◆就労系サービス事業所情報交換会継続開催 ◆工賃向上計画のヒアリング調査 ◆就労定着支援の活用	17,500円/月	15,008円/月	○
◆全事業所の福祉的工賃10,000円/月をめざす。		8事業所 （令和元年度における市内就労継続支援B型事業所数=8事業所）	8事業所 （令和元年度における市内就労継続支援B型事業所数=8事業所）	◎
②福祉施設から一般就労への移行 ◆一般就労移行者数10人をめざす。		10人	9人	○
③就労移行支援事業利用者数 ◆就労移行支援事業利用者数23人をめざす。		23人	14人	△
④就労移行率3割以上の割合 ◆一般就労移行率3割以上の事業所数2事業所以上とする。		2事業所	2事業所	◎
⑤就労定着支援利用による職場定着率 ◆職場定着率の向上を図る。		職場定着率の向上を図る	—	—
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 新型コロナウイルス感染症拡大による経済悪化が影響し、福祉的就労工賃は伸び悩みました。 今後は、経済悪化に伴い地域企業から発注される仕事の減少が見込まれ、福祉的工賃をどのように確保していくか検討していく必要があります。</p> <p>【施策の継続性】 概ね成果目標達成に寄与しているため、継続とします。</p>				

指標項目	施策	成果目標値 (R3.3末時点)	R1年度 実績値	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画				
1 計画の成果目標				
(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進				
<p>◆地域移行者数8人をめざす。 (平成28年度末入所者数89人の約9%=8人)</p>	<p>◆地域移行支援事業の利用促進 ◆家族理解の醸成 ◆事業所との協働体制 ◆成年後見制度の利用促進</p>	8人	0人	▼
<p>◆入所者削減数2人をめざす。 (平成28年度末入所者数89人の2%削減=2人削減)</p>	<p>◆家族理解の醸成 ◆事業所との協働体制 ◆高齢分野との協議・調整の継続</p>	2人削減 (入所者数87人)	2人増 (入所者数91人)	▼
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 年々入所希望者は増加しており、支える家族の理解が醸成されていない現状では目標値の達成は難しい状況といえます。今後については、高齢化する利用者に対して、介護保険施設など高齢分野の社会資源も含めた広い視点で地域の居場所の設定ができるよう、相談支援専門員と入所施設、市担当者がより一層の協働に努めて参ります。</p> <p>【施策の継続性】 地域の実情を考慮しつつ、施策を推進することにより成果目標の達成を目指すため、継続とします。</p>				

指標項目	施策	R1年度実績	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画			
1 計画の成果目標			
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
<p>◆保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。</p> <p>※国の基本指針 ⇒複数市町村による共同設置であってもよいが、圏域ごとの協議の場と市町村ごとの協議の場は別に設置することが必要</p>	<p>◆協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を中心に、協議の場の設置に向け検討 ・高齢分野と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの在り方を協議 <p>◆退院可能な入院者に対する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員と地域の相談担当者の連携 ・精神科病院精神保健福祉士との連携強化 ・精神科病院と地域包括支援センターとの連携強化 ・グループホームの整備と活用推進 ・保健所訪問支援との連携 ・地域の相談支援事業所相談員の育成 ・成年後見制度の利用促進 ・入院は治療であり、生活の場でないことへの理解促進 ・入院後速やかな医療と福祉による早期支援体制の構築 ・医療中断を出さないための支援 ・地域移行支援事業者の利用促進 	<p>◆協議の場の設置について検討し、新たな部会を設置することが決定しました。</p> <p>◆基幹相談支援センター事業での地域の相談支援事業所の育成</p>	○
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 協議の場の設置について検討し、新たな部会を設置することが決まりました。退院可能な入院者に対する施策としては、県央圏域単位で近隣病院との検討をしているほか、個々のケースにおいて相談支援専門員が退院可能な入院者への支援を行いました。地域の相談支援事業所の育成に関しては、基幹相談支援センター事業の中で相談支援専門員研修等を計画的に実施しました。 今後については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する施策は地域生活拠点等の整備の施策の一部でもあることから、拠点等の整備と一体的に検討して参ります。</p> <p>【施策の継続性】 概ね成果目標達成に寄与しているため、継続とします。</p>			

指標項目	施策	R1年度実績	評価
第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画			
1 計画の成果目標			
(6) 地域生活支援拠点等の整備			
<p>◆自立支援協議会を中心に検討し、既存の社会資源等を活用したネットワーク化を段階的に図っていく。</p>	<p>◆自立支援協議会の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点等のニーズと整備方針、進捗状況、課題の在り方について関係者間での共有化 ・「相談」機能整備の在り方の検討 ・「緊急時の受け入れ・対応」機能整備の在り方の検討 ・「体験の機会・場」機能整備の在り方の検討 ・「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」機能整備状況の検証・評価 <p>◆基幹相談支援センター事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々なケースに対応できる人材育成と地域づくりに向けたケース対応やスーパーバイズ、研修の実施 	<p>◆自立支援協議会会長、副会長と協議会事務局、自治体担当で地域生活支援拠点にかかる研修へ参加しました。</p> <p>◆協議の場の設置について検討し、新たな部会を設置することが決定しました。</p> <p>◆基幹相談支援センター事業実施計画にて実施</p>	○
<p>【R1年度の進捗状況と今後の方向性】 自立支援協議会では地域生活拠点等の整備についての本格的な協議を行うため、新たな専門部会の設置を決定しました。今後については、これから立ち上げる専門部会で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムと一体的に協議を行ってまいります。</p> <p>【施策の継続性】 概ね成果目標達成に寄与しているため、継続とします。</p>			

指標項目	計画策定時基準値 (H29年度実績)	R01年度 実績値	R01年度 見込量
第4章 第4期燕市障がい福祉計画			
2 活動指標としての障がい福祉サービス見込量			
(1) 訪問系サービス			
①居宅介護	803時間[月] 60人[月]	619時間[月] 58人[月]	851時間[月] 58人[月]
②重度訪問介護	0時間[月] 0人[月]	151時間[月] 1人[月]	20時間[月] 1人[月]
③同行援護	98時間[月] 7人[月]	151時間[月] 8人[月]	166時間[月] 10人[月]
④行動援護	0時間[月] 0人[月]	0時間[月] 0人[月]	20時間[月] 1人[月]
⑤重度障害者等包括支援	0時間[月] 0人[月]	0時間[月] 0人[月]	20時間[月] 1人[月]
【要因（特記）】 重度訪問介護の利用時間が見込量を大幅に上回った要因は、ALSの重度の方が在宅・入院中共に利用されたため。			
(2) 日中活動系サービス			
①生活介護	2,800人日分[月] 157人[月]	2,926人日分[月] 159人[月]	3,002人日分[月] 163人[月]
②自立訓練（生活訓練）	180人日分[月] 9人[月]	103人日分[月] 5人[月]	180人日分[月] 9人[月]
③宿泊型自立訓練	94人日分[月] 3人[月]	42人日分[月] 2人[月]	155人日分[月] 5人[月]
④自立訓練（機能訓練）	35人日分[月] 2人[月]	0人日分[月] 0人[月]	40人日分[月] 2人[月]
⑤就労移行支援	335人日分[月] 19人[月]	323人日分[月] 17人[月]	357人日分[月] 21人[月]
⑥就労継続支援A型	623人日分[月] 31人[月]	627人日分[月] 32人[月]	700人日分[月] 35人[月]
⑦就労継続支援B型	3,128人日分[月] 171人[月]	3,702人日分[月] 204人[月]	3,515人日分[月] 185人[月]
⑧就労定着支援	-	0人[月]	2人[月]
⑨療養介護	11人[月]	14人[月]	11人[月]
⑩短期入所（福祉型）	220人日分[月] 33人[月]	226人日分[月] 39人[月]	259人日分[月] 37人[月]
短期入所（医療型）	22人日分[月] 6人[月]	23人日分[月] 5人[月]	44人日分[月] 11人[月]
【要因（特記）】 就労継続支援B型は利用希望者が増加しており、ニーズに対して受け入れ先の確保が課題となっている。			

指標項目	計画策定時基準値 (H29年度実績)	R01年度 実績値	R01年度 見込量
第4章 第4期燕市障がい福祉計画			
2 活動指標としての障がい福祉サービス見込量			
(3) 居住系サービス			
①自立生活援助	-	0人[月]	2人[月]
①共同生活援助（グループホーム）	67人[月]	70人[月]	77人[月]
②施設入所支援	88人[月]	92人[月]	88人[月]
【要因（特記）】施設入所支援について、年々入所希望者は増加している。共同生活援助についても、見込量を下回っているが、新規利用の相談は適宜ある。生活訓練利用者もグループホームへの移行を希望されている。			
(4) 相談支援サービス			
①計画相談支援	69人[月]	117人[月]	76人[月]
②地域相談支援（地域移行支援）	0人[月]	0人[月]	1人[月]
③地域相談支援（地域定着支援）	1人[月]	0人[月]	2人[月]
【要因（特記）】計画相談支援が見込み量を上回った要因は、平成30年度改定によりモニタリング回数が増えたためと推察されます。新規利用者の増加により、相談員の確保が難しくなっていることが課題となっています。			
(5) 障がい児支援サービス			
①児童発達支援	360人日分[月]	395人日分[月]	335人日分[月]
	42人[月]	61人[月]	67人[月]
②医療型児童発達支援	13人日分[月]	0人日分[月]	14人日分[月]
	2人[月]	0人[月]	2人[月]
③居宅訪問型児童発達支援	-	0人日[月]	10人日[月]
	-	0人[月]	2人[月]
④放課後等デイサービス	722人日分[月]	789人日分[月]	920人日分[月]
	75人[月]	95人[月]	92人[月]
⑤保育所等訪問支援	0人日分[月]	1人日[月]	20人日分[月]
	0人[月]	1人[月]	10人[月]
⑥障害児相談支援	27人[月]	36人[月]	28人[月]
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	-	0人	0人
【要因（特記）】放課後等デイサービスの人日分が全体的に見込量を下回った要因は、適切な利用回数が見極めがされているためと推察されます。			

指標項目	計画策定時基準値 (H29年度実績)	R01年度 実績値	R01年度 見込量
3 活動指標としての地域生活支援事業サービス見込量			
(1) サービス内容及び見込量			
①理解促進研修・啓発事業	有	有	有
②自発的活動支援事業	有	有	有
③相談支援事業			
障がい者相談支援事業	6箇所	5箇所	6箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
自立支援協議会	有	有	有
④成年後見制度利用支援事業	10人	11人	14人
⑤成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
⑥意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	18人	16人	18人
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
⑦日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	0人	6人	6人
自立生活支援用具	6人	13人	16人
在宅療養等支援用具	21人	17人	14人
情報・意思疎通支援用具	31人	28人	54人
排泄管理支援用具	1,496人	1,500人	1,525人
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1人	3人	1人
⑧移動支援事業	56人[月]	36人[月]	53人[月]
⑨地域活動支援センター事業			
基礎的事業	2箇所	2箇所	2箇所
機能強化事業	3箇所	3箇所	3箇所
⑩その他事業			
訪問入浴サービス事業	6人[月]	4人[月]	7人[月]
日中一時支援事業	50人[月]	50人[月]	59人[月]
自動車運転免許取得・改造助成事業	4人	4人	5人
手話奉仕員等養成研修事業	10人	11人	12人
【要因（特記）】情報・意思疎通支援用具の給付制度利用者は、見込量よりも実績は減少傾向にある。音声式色彩判別装置（カラートーク）等、障がいの特性に合わせた対象用具の拡充が課題と考える。			

※用語説明・・・「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」